

長崎労働局発表

平成26年11月26日

長崎労働局職業安定部職業対策課
課長 川崎 幸一
地方障害者雇用担当官 大栗 正範
電話095-801-0042(内線437)

「平成26年 障害者雇用状況」の集計結果

～県内の民間企業の障害者実雇用率は、過去最高！～

長崎労働局（局長 小鹿昌也）は、このたび、平成26年6月1日現在の障害者雇用状況を取りまとめたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

【民間企業における雇用状況等】

- 長崎県内の民間企業の障害者実雇用率は、2.15%で、前年に比べ0.05ポイント上昇し、過去最高。〔全国：1.82%〕
これは、山口県（2.46%）、大分県（2.28%）、佐賀県（2.27%）、福井県（2.26%）奈良県（2.22%）、岡山県（2.16%）に次ぎ、全都道府県中7番目の水準である（昨年同順位）。
- また、県内で雇用されている障害者の数は、2,725.5人で、前年より108.5人（4.1%）増加し、過去最高。
- 一方で、法定雇用率の達成企業割合は、前年に比べ1.8ポイント上回り55.7%となったものの、雇用義務のある県内企業928社のうち411社で法定雇用率未達成。
このため、長崎労働局及び各ハローワークは、企業への啓発・助言・指導により、仕事を探している多くの障害者の方々の就職を実現していく。
- さらに、平成27年4月から、「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大され（常時雇用している労働者数が、100人を超える事業主が対象）、平成30年4月からは、精神障害者も雇用義務の対象となることから、引き続き企業への積極的な周知・広報と、雇用支援を強化していく。

【地方公共団体における雇用状況等】

1 雇用率の動向

- ① 「県等の機関」（注1）全体の実雇用率は、2.44%で前年に比べ0.1ポイント上昇。
- ② 「市・町の機関」（注2）全体の実雇用率は、2.41%で前年に比べ0.05ポイント上昇。
- ③ 「県等の教育委員会」（注3）全体の実雇用率は、2.27%で前年に比べ0.17ポイント上昇。

（注1）県の機関（長崎県知事部局、交通局、県警察本部）に、特別地方公共団体たる長崎県病院企業団を加えたもの。法定雇用率はそれぞれ2.3%。

（注2）市町、上・下水道局、交通局、教育委員会（長崎市教育委員会を除く）。法定雇用率はそれぞれ2.3%。

（注3）長崎県教育委員会、長崎市教育委員会。法定雇用率はそれぞれ2.2%。

2 県内で、法定雇用率未達成の地方公共団体は、前年より3機関減少し、3機関。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

雇用されている障害者の数は2,725.5人で、実雇用率は2.15%となった。

民間企業（50人以上規模の企業・法定雇用率2.0%）において雇用されている障害者の数は2,725.5人で、前年より4.1%（108.5人）増加した。

このうち身体障害者は1,846.0人（対前年比6.3%増）、知的障害者は765人（同3.0%減）、精神障害者は114.5人（同25.1%増）と精神障害者が大幅に増加した。

本県の知的障害者の実雇用率は、全国の知的障害者の実雇用率0.38%を0.22ポイント上回る0.60%であった。

実雇用率は2.15%（前年は2.10%）、法定雇用率達成企業の割合は55.7%（前年は53.9%）であった。

なお、対象企業数は928社（前年は911社）で、前年より17社増加した。

企業規模別の実雇用率は、500～1000人未満規模企業が最も高く、2.77%となった。

・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業で747.5人、100～300人未満で958.0人、300～500人未満で382.0人、500～1,000人未満で460.0人、1,000人以上で178.0人と、100～300人未満規模企業を除き前年より増加した。

・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率2.15%と比較すると、
→500～1,000人未満規模企業（2.77%）、同50～100人未満企業（2.25%）については上回った。
→100～300人未満規模企業（2.02%）、同300～500人未満企業（1.97%）、同1,000人以上企業（1.83%）については下回った。

・法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満規模企業が54.2%、100～300人未満が59.1%、300～500人未満が58.3%、1,000人以上が28.6%と、500～1,000人未満規模の42.9%を除き前年より増加した。

産業別の実雇用率は、製造業およびサービス業がともに（2.59%）と最も高く、次いで医療・福祉（2.53%）及び運輸業・郵便業（2.24%）が民間企業全体の実雇用率（2.15%）を上回った。

・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」「情報通信業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「その他の産業」を除いて前年よりも増加、もしくは昨年と同じ数となった。

・産業別の実雇用率では、「製造業」及び「サービス業」(2.59%)「医療,福祉」(2.53%)、「運輸業,郵便業」(2.24%)、が法定雇用率及び民間企業全体の雇用率 2.15%を上回っている。

未達成企業のうち、66.9%が障害者を一人も雇用していない。

法定雇用率未達成企業(411社)のうち、不足数が0.5人又は1人である企業(1人不足企業・313社)が法定雇用率未達成企業全体の76.2%となっている。また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業・275社)は、法定雇用率未達成企業全体の66.9%となっている。

2. 地方公共団体における在職状況

実雇用率は、県等の機関全体は2.44%、市町の機関全体では2.41%となり、法定雇用率2.2%が適用される教育委員会は2.27%であった。

(1) 県等の機関

県等(特別地方公共団体を含む)の機関(法定雇用率2.3%)に在職している障害者の数は143.5人で、前年より5.5人増加しており実雇用率は2.44%となり、前年を上回った。(前年は2.34%)

(2) 市町の機関

市町の機関(法定雇用率2.3%)に在職している障害者の数は302.5人で、前年より9.0人増加した。算定の基礎となる職員数が増加したにも関わらず実雇用率は2.41%となり、前年を上回った。(前年は2.36%)

(3) 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会

2.2%の法定雇用率が適用される教育委員会(県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する一定の市町村の教育委員会)に在職している障害者の数は206.0人で、前年より14人増加した。実雇用率は2.27%で、前年(2.10%)を上回った。

3. 特殊法人(地方独立行政法人)における雇用状況

地方独立行政法人(法定雇用率2.3%)は、雇用されている障害者の数は20.0人で、前年より3.0人増加した。実雇用率は2.06%で、前年(1.91%)を上回った。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……………
 - 一般の民間企業 …………… 2. 0 %
(50人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 3 %
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人)
独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 2 %
(45.5人以上規模の機関)

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

平成26年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業数	⑤ 達成割合
一般の民間企業	126,523.0人	2,725.5 人	2.15%	517/928	55.7%
	(124,469.0人)	[2,303人] (2,617.0人)	(2.10%)	(491/911)	(53.9%)

※[]内は実人員。以下同じ。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県等の機関(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県等の機関	5,872.5人	143.5 人	2.44%	4/4	100.0%
	(5,885.5人)	[121人] (138.0人)	(2.34%)	(4/4)	(100.0%)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	12,529.0人	302.5 人	2.41%	28/31	90.3%
	(12,450.0人)	[232人] (293.5人)	(2.36%)	(27/32)	(84.4%)

(3) 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会(法定雇用率2.2%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
教育委員会	9,093.0人	206.0 人	2.27%	2/2	100.0%
	(9,136.0人)	[160人] (192.0人)	(2.10%)	(1/2)	(50.0%)

3. 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	971.5人	20.0 人 [15人]	2.06%	2/3	66.7%
	(889.5人)	(17.0人)	(1.91%)	(1/3)	(33.3%)

- 注 1. 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
2. 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
3. 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
4. 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
5. ()内は、前年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
6. 県等の機関には、特別地方公共団体(地方公共団体の組合)を含むものである。
7. 市町の機関には、市町の教育委員会（法定雇用率2.2%が適用される教育委員会を除く）を含むものである。
8. 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

平成26年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）	
(1)	概況	9
(2)	企業規模別の雇用状況	10
(3)	産業別の雇用状況	11・12
(4)	民間企業における雇用状況の推移(グラフ)	13・14
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	15
2	地方公共団体における在職状況	
(1)	県等の機関（法定雇用率2.3%）	16
(2)	市町の機関（法定雇用率2.3%）	17
(3)	法定雇用率2.2%が適用される教育委員会（法定雇用率2.2%）	18
3	地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.3%）	19
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	県の機関の状況	20
(2)	特別地方公共団体(地方公共団体の組合)の状況	20
(3)	市町の機関の状況	20
(4)	法定雇用率2.2%が適用される教育委員会の状況	21
(5)	地方独立行政法人の状況	21

<詳細表>

1. 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
一般の民間企業(2.0%)	企業 928 (911)	人 126,523.0 (124,469.0)	人 581 (573)	人 104 (92)	人 1,301 (1,247)	人 317 (264)	人 2,725.5 (2,617.0)	人 275.5 (234.0)	% 2.15 (2.10)	企業 517 (491)	% 55.7 (53.9)

- 注1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2. ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
4. F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5. ()内は前年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
一般の民間企業(2.0%)	人 2,725.5 (2,617.0)	人 447 (421)	人 65 (56)	人 827 (791)	人 120 (96)	人 1,846.0 (1,737.0)	人 164.0 (136.0)	人 134 (152)	人 39 (36)	人 396 (395)	人 124 (107)	人 765.0 (788.5)	人 80.0 (78.5)	人 78 (61)	人 73 (61)	人 114.5 (91.5)	人 31.5 (19.5)

- 注1. ①欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。
2. ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
3. ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
4. ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
5. ②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6. ()内は前年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎とな る労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者	D. 重度以外 の身体障 害者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分			
規模計	企業 928 (911)	人 126,523.0 (124,469.0)	人 581 (573)	人 104 (92)	人 1,301 (1,247)	人 317 (264)	人 2,725.5 (2,617.0)	人 275.5 (234.0)	% 2.15 (2.10)	企業 517 (491)	% 55.7 (53.9)
50～100人未満	491 (483)	33,294.0 (32,772.5)	160 (145)	42 (32)	322 (312)	127 (91)	747.5 (679.5)	87.0 (66.0)	2.25 (2.07)	266 (255)	54.2 (52.8)
100～300人未満	342 (338)	47,486.5 (48,158.5)	183 (199)	33 (26)	512 (518)	94 (94)	958.0 (989.0)	72.0 (83.0)	2.02 (2.05)	202 (193)	59.1 (57.1)
300～500人未満	60 (57)	19,395.0 (18,455.5)	78 (69)	14 (19)	197 (180)	30 (35)	382.0 (354.5)	48.0 (38.0)	1.97 (1.92)	35 (28)	58.3 (49.1)
500～1,000人未満	28 (26)	16,624.0 (15,519.5)	119 (118)	13 (12)	184 (168)	50 (30)	460.0 (431.0)	41.5 (30.5)	2.77 (2.78)	12 (14)	42.9 (53.8)
1,000人以上	7 (7)	9,723.5 (9,563.0)	41 (42)	2 (3)	86 (69)	16 (14)	178.0 (163.0)	27.0 (16.5)	1.83 (1.70)	2 (1)	28.6 (14.3)

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
規模計	人 2,725.5 (2,617.0)	人 447.0 (421)	人 65.0 (56)	人 827.0 (791)	人 120.0 (96)	人 1,846.0 (1,737.0)	人 164.0 (136.0)	人 134.0 (152)	人 39.0 (36)	人 396.0 (395)	人 124.0 (107)	人 765.0 (788.5)	人 80.0 (78.5)	人 78.0 (61)	人 73.0 (61)	人 114.5 (91.5)	人 31.5 (19.5)
50～100人未満	747.5 (679.5)	118 (105)	21 (18)	186 (181)	40 (29)	463.0 (423.5)	47.0 (36.0)	42 (40)	21 (14)	122 (116)	55.0 (49)	254.5 (234.5)	32.5 (24.0)	14 (15)	32 (13)	30.0 (21.5)	7.5 (6.0)
100～300人未満	958.0 (989.0)	151 (150)	24 (18)	357 (352)	28 (34)	697.0 (687.0)	47.5 (52.0)	32 (49)	9 (8)	117 (139)	38.0 (32)	209.0 (261.0)	13.0 (23.5)	38 (27)	28 (28)	52.0 (41.0)	11.5 (7.5)
300～500人未満	382.0 (354.5)	74 (64)	10 (11)	135 (120)	16 (10)	301.0 (264.0)	36.5 (23.0)	4 (5)	4 (8)	48 (48)	11.0 (12)	65.5 (72.0)	6.0 (13.5)	14 (12)	3 (13)	15.5 (18.5)	5.5 (1.5)
500～1,000人未満	460.0 (431.0)	64 (62)	9 (8)	101 (95)	26 (11)	251.0 (232.5)	19.5 (15.5)	55 (56)	4 (4)	77 (67)	15.0 (12)	198.5 (189.0)	20.0 (10.5)	6 (6)	9 (7)	10.5 (9.5)	2.0 (4.5)
1,000人以上	178.0 (163.0)	40 (40)	1 (1)	48 (43)	10 (12)	134.0 (130.0)	13.5 (9.5)	1 (2)	1 (2)	32 (25)	5.0 (2)	37.5 (32.0)	8.5 (7.0)	6 (1)	1 (0)	6.5 (1.0)	5.0 (0.0)

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎とな る労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用率 達成企業 の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者	D. 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分			
産業計	企業 928 (911)	人 126,523.0 (124,469.0)	人 581 (573)	人 104 (92)	人 1,301 (1,247)	人 317 (264)	人 2,725.5 (2,617.0)	人 275.5 (234.0)	% 2.15 (2.10)	企業 517 (491)	% 55.7 (53.9)
建設業	35 (33)	3,565.0 (3,407.0)	16 (13)	0 (0)	31 (28)	0 (1)	63.0 (54.5)	11.0 (1.0)	1.77 (1.60)	21 (17)	60.0 (51.5)
製造業	164 (159)	23,635.0 (23,092.0)	149 (157)	10 (10)	296 (285)	15 (16)	611.5 (617.0)	45.0 (27.5)	2.59 (2.67)	103 (101)	62.8 (63.5)
情報通信業	19 (18)	1,835.0 (2,075.0)	5 (7)	0 (0)	8 (8)	2 (1)	19.0 (22.5)	3.5 (0.0)	1.04 (1.08)	7 (7)	36.8 (38.9)
運輸業、郵便業	55 (58)	6,276.0 (6,617.5)	33 (32)	3 (0)	70 (70)	3 (2)	140.5 (135.0)	10.0 (2.0)	2.24 (2.04)	36 (33)	65.5 (56.9)
卸売業、小売業	134 (138)	19,130.5 (19,059.5)	52 (48)	18 (18)	152 (141)	46 (39)	297.0 (274.5)	27.0 (33.5)	1.55 (1.44)	58 (60)	43.3 (43.5)
金融業、保険業	9 (9)	2,998.5 (2,998.0)	17 (15)	0 (0)	19 (17)	0 (0)	53.0 (47.0)	7.0 (5.0)	1.77 (1.57)	5 (4)	55.6 (44.4)
不動産業、物品賃貸業	6 (6)	505.0 (505.5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	0.0 (0.0)	0.79 (0.79)	1 (1)	16.7 (16.7)
学術研究、専門・技術サービス業	22 (20)	2,103.0 (1,993.5)	7 (6)	1 (1)	13 (10)	1 (0)	28.5 (23.0)	7.0 (2.0)	1.36 (1.15)	9 (9)	40.9 (45.0)
宿泊業、飲食サービス業	45 (49)	5,102.5 (5,362.5)	11 (10)	12 (12)	32 (40)	39 (32)	85.5 (88.0)	12.0 (16.0)	1.68 (1.64)	25 (25)	55.6 (51.0)
生活関連サービス業、娯楽業	33 (36)	5,266.5 (5,540.0)	11 (16)	1 (0)	47 (49)	7 (9)	73.5 (85.5)	9.0 (11.0)	1.40 (1.54)	6 (8)	18.2 (22.2)
教育・学習支援業	26 (25)	2,512.0 (2,428.5)	16 (17)	1 (1)	14 (12)	0 (0)	47.0 (47.0)	1.0 (1.0)	1.87 (1.94)	13 (13)	50.0 (52.0)
医療・福祉	279 (265)	38,549.5 (36,889.0)	202 (196)	41 (40)	454 (432)	153 (144)	975.5 (936.0)	93.5 (96.5)	2.53 (2.54)	170 (156)	60.9 (58.9)
複合サービス業	20 (17)	5,786.5 (5,587.0)	19 (18)	3 (4)	50 (45)	12 (9)	97.0 (89.5)	15.5 (14.5)	1.68 (1.60)	10 (9)	50.0 (52.9)
サービス業	68 (64)	7,965.0 (7,567.0)	39 (30)	13 (5)	96 (95)	39 (11)	206.5 (165.5)	33.0 (24.0)	2.59 (2.19)	45 (39)	66.2 (60.9)
その他の産業	13 (14)	1,293.0 (1,347.0)	2 (6)	1 (1)	19 (15)	0 (0)	24.0 (28.0)	1.0 (0.0)	1.86 (2.08)	8 (9)	61.5 (64.3)

注 1 (1) ①の表と同じ

その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれます。

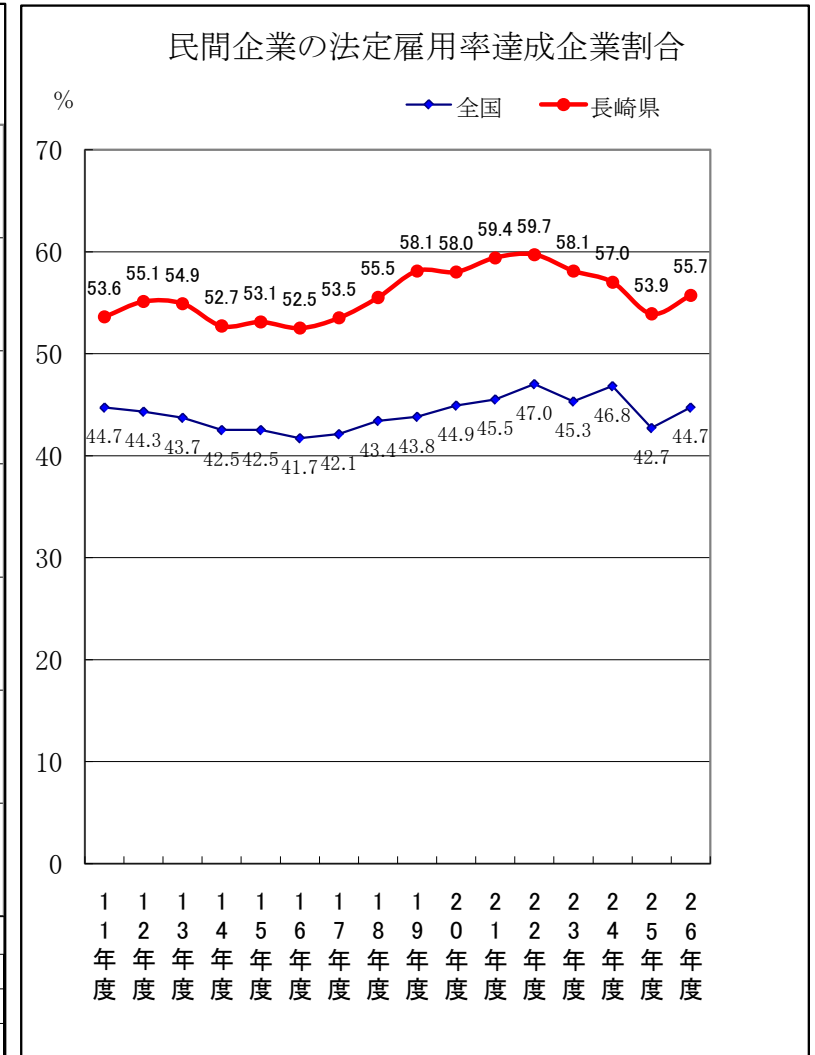
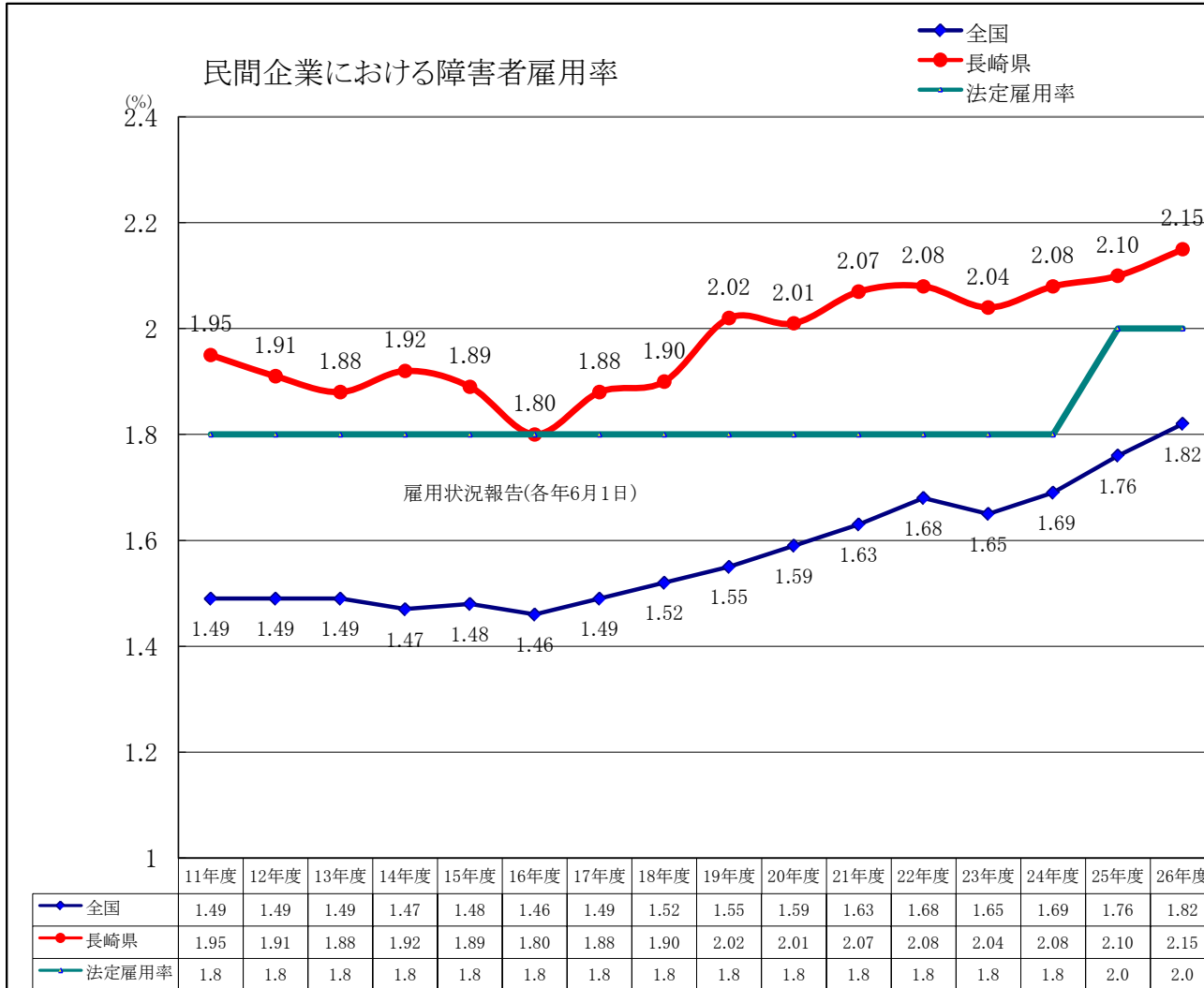
②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	人 2,725.5 (2,617.0)	人 447 (421)	人 65 (56)	人 827 (791)	人 120 (96)	人 1,846.0 (1,737.0)	人 164.0 (136.0)	人 134 (152)	人 39 (36)	人 396 (395)	人 124 (107)	人 765.0 (788.5)	人 80.0 (78.5)	人 78 (61)	人 73 (61)	人 114.5 (91.5)	人 31.5 (19.5)
建設業	63.0 (54.5)	15 (12)	0 (0)	27 (25)	0 (0)	57.0 (49.0)	10.0 (1.0)	1 (1)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	5.0 (4.0)	1.0 (0.0)	1 (1)	0 (1)	1.0 (1.5)	0.0 (0.0)
製造業	611.5 (617.0)	99 (100)	5 (7)	172 (161)	7 (9)	378.5 (372.5)	23.0 (17.5)	50 (57)	5 (3)	115 (116)	8 (7)	224.0 (236.5)	16.0 (9.0)	9 (8)	0 (0)	9.0 (8.0)	6.0 (1.0)
情報通信業	19.0 (22.5)	5 (7)	0 (0)	7 (7)	1 (1)	17.5 (21.5)	2.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1 (1)	1 (0)	1.5 (1.0)	1.5 (0.0)
運輸業、郵便業	140.5 (135.0)	32 (31)	2 (0)	64 (67)	3 (0)	131.5 (129.0)	8.0 (2.0)	1 (1)	1 (0)	5 (3)	0 (1)	8.0 (5.5)	2.0 (0.0)	1 (0)	0 (1)	1.0 (0.5)	0.0 (0.0)
卸売業、小売業	297.0 (274.5)	42 (38)	4 (8)	104 (95)	22 (20)	203.0 (189.0)	16.5 (15.0)	10 (10)	14 (10)	36 (34)	16 (13)	78.0 (70.5)	8.5 (16.0)	12 (12)	8 (6)	16.0 (15.0)	2.0 (2.5)
金融業、保険業	53.0 (47.0)	17 (15)	0 (0)	18 (17)	0 (0)	52.0 (47.0)	6.0 (5.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	1.0 (0.0)
不動産業・物品賃貸業	4.0 (4.0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
学術研究、専門・技術サービス業	28.5 (23.0)	7 (6)	1 (1)	10 (10)	1 (0)	25.5 (23.0)	4.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3.0 (0.0)	3.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
宿泊業、飲食サービス業	85.5 (88.0)	9 (9)	7 (4)	19 (22)	17 (7)	52.5 (47.5)	5.5 (8.0)	2 (1)	5 (8)	11 (16)	15 (9)	27.5 (30.5)	4.0 (5.5)	2 (2)	7 (16)	5.5 (10.0)	2.5 (2.5)
生活関連サービス業、娯楽業	73.5 (85.5)	8 (13)	1 (0)	18 (20)	2 (6)	36.0 (49.0)	2.0 (5.0)	3 (3)	0 (0)	27 (28)	5 (3)	35.5 (35.5)	6.0 (6.0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	1.0 (0.0)
教育・学習支援業	47.0 (47.0)	16 (17)	1 (1)	14 (12)	0 (0)	47.0 (47.0)	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
医療・福祉	975.5 (936.0)	138 (126)	28 (26)	246 (235)	41 (38)	570.5 (532.0)	48.5 (50.0)	64 (70)	13 (14)	164 (169)	74 (71)	342.0 (358.5)	31.0 (35.0)	44 (28)	38 (35)	63.0 (45.5)	14.0 (11.5)
複合サービス事業	97.0 (89.5)	17 (16)	2 (3)	30 (29)	6 (7)	69.0 (67.5)	7.5 (10.5)	2 (2)	1 (1)	18 (15)	1 (0)	23.5 (20.0)	6.5 (2.0)	2 (1)	5 (2)	4.5 (2.0)	1.5 (2.0)
サービス業	206.5 (165.5)	39 (28)	13 (5)	81 (79)	20 (8)	182.0 (144.0)	29.0 (19.0)	0 (2)	0 (0)	13 (11)	5 (3)	15.5 (16.5)	2.0 (5.0)	2 (5)	14 (0)	9.0 (5.0)	2.0 (0.0)
その他の産業	24.0 (28.0)	1 (1)	1 (1)	17 (12)	0 (0)	20.0 (15.0)	1.0 (0.0)	1 (5)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3.0 (11.0)	0.0 (0.0)	1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)	0.0 (0.0)

1(1)②の表と同じ

その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれます。

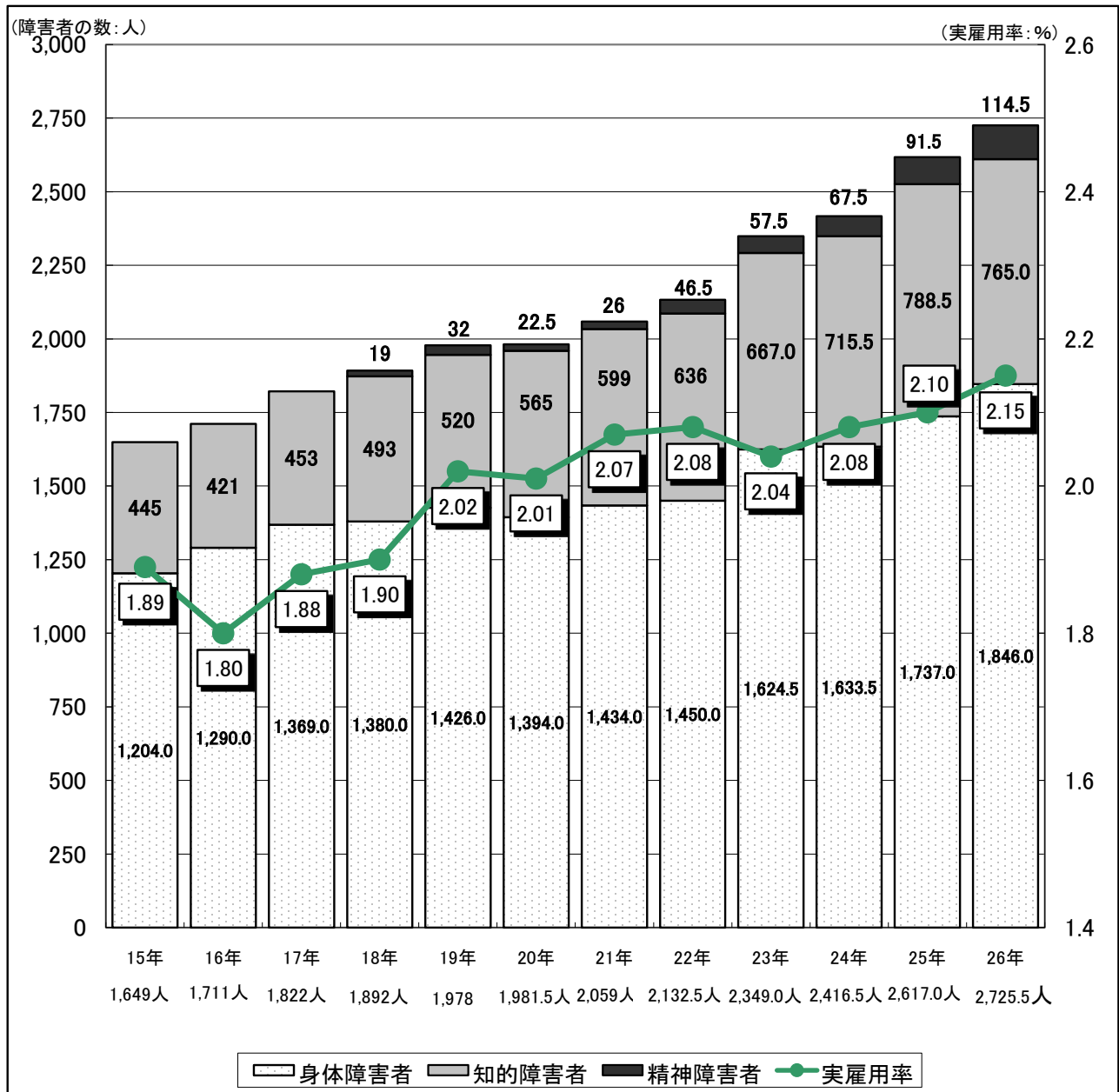
(4) 一般の民間企業における雇用状況の推移



民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）

●実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

（※精神は平成18年度より）



注1：雇用義務のある企業24年まで（56人以上規模の企業）、25年から（50人以上の規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者である短時間労働者
（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
知的障害者である短時間労働者
（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業数	② 不 足 数					③障害者の数が 0人の企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	
規模計	411 (100.0%)	313 (76.2%)	65 (15.8%)	17 (4.1%)	10 (2.4%)	6 (1.5%)	275 (66.9%)
50～100人未満	225 (100.0%)	225 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	219 (97.3%)
100～300人未満	140 (100.0%)	71 (50.7%)	58 (41.4%)	8 (5.7%)	3 (2.1%)	0 (0.0%)	56 (40.0%)
300～500人未満	25 (100.0%)	13 (52.0%)	3 (12.0%)	5 (20.0%)	4 (16.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500～1,000人未満	16 (100.0%)	2 (12.5%)	4 (25.0%)	3 (18.8%)	3 (18.8%)	4 (25.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	5 (100.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)

(注)1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2. ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数です。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県等の機関（法定雇用率2.3%）

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎とな る職員数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精神 障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規 雇用分			
県等の機関	4	5,872.5	28	3	79	11	143.5	10.0	2.44	4	100.0
	(4)	(5,885.5)	(26)	(3)	(76)	(14)	(138.0)	(12.0)	(2.34)	(4)	(100.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は前年6月1日現在の数値である。精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6 長崎県病院企業団は、県の機関ではなく、地方自治法第1条の3第B項によるところの特別地方公共団体(地方公共団体の組合)である。

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
県等の機関	143.5	28	3	75	10	139.0	7.5	0	0	0	0	0.0	0.0	4	1	4.5	2.5
	(138.0)	(26)	(3)	(72)	(12)	(133.0)	(10.5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(4)	(2)	(5.0)	(1.5)

注1. ①欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。

2. ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

3. ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4. ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5. ②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6. ()内は前年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町の機関（法定雇用率2.3%）

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町の機関	機関 31	人 12,529.0	人 73	人 3	人 151	人 5	人 302.5	人 20.5	% 2.41	機関 28	% 90.3
	(32)	(12,450.0)	(74)	(3)	(140)	(5)	(293.5)	(22.0)	(2.36)	(27)	(84.4)

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町の機関	人 302.5	人 73	人 3	人 142	人 4	人 293.0	人 17.5	人 0	人 0	人 3	人 1	人 3.5	人 3.0	人 6	人 0	人 6.0	人 0.0
	(293.5)	(74)	(3)	(134)	(4)	(287.0)	(22.0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0.5)	(0.0)	(6)	(0)	(6.0)	(0.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会（法定雇用率2.2%）

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎とな る職員数	③障害者の数					E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分	④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時間 勤務職員	人					
教育委員会	機関 2	人 9,093.0	人 46	人 0	人 114	人 0	人 206.0	人 0.0	% 2.27	機関 2	% 100.0	
	(2)	(9,136.0)	(39)	(0)	(114)	(0)	(192.0)	(0)	(2.10)	(1)	(50.0)	

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数					
		a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分
教育委員会	人 206.0	人 46	人 0	人 113	人 0	人 205.0	人 0.0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0	人 1	人 0	人 1.0	人 0.0
	(192.0)	(39)	(0)	(113)	(0)	(191.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(1)	(0)	(1.0)	(0.0)

注 2(1)②の表と同じ

3. 地方独立行政法人における雇用状況（法定雇用率2.3%）

①概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
地方独立行政法人	法人 3	人 971.5	人 5	人 0	人 10	人 0	人 20.0	人 3.0	% 2.06	企業 2	% 66.7
	(3)	(889.5)	(4)	(0)	(9)	(0)	(17.0)	(5.0)	(1.91)	(1)	(33.3)

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
地方独立行政法人	人 20.0	人 4	人 0	人 7	人 0	人 15.0	人 2.0	人 1	人 0	人 3	人 0	人 5.0	人 1.0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0
	(17.0)	(3)	(0)	(7)	(0)	(13.0)	(5.0)	(1)	(0)	(2)	(0)	(4.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)

注 1(1)②の表と同じ

※ 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況 (法定雇用率2.3%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	4,710.0	113.5	2.41	0.0	
長崎県知事部局	4,071.5	98.5	2.42	0.0	
長崎県交通局	144.0	3.0	2.08	0.0	
長崎県警察本部	494.5	12.0	2.43	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 特別地方公共団体(地方公共団体の組合)の状況 (法定雇用率2.3%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
長崎県病院企業団	1,162.5	30.0	2.58	0.0	

注 特別地方公共団体とは、地方自治法第1条の3により規定されている地方公共団体である。

(3) 市町の機関の状況(法定雇用率2.3%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	12,529.0	302.5	2.41	3.0	
長崎市	2,566.5	59.0	2.30	0.0	
佐世保市	1,993.0	45.0	2.26	0.0	(注4)
島原市	508.5	11.0	2.16	0.0	(注4)
諫早市	868.0	21.0	2.42	0.0	
大村市	775.5	20.5	2.64	0.0	
平戸市	422.0	10.0	2.37	0.0	
松浦市	343.5	9.0	2.62	0.0	
対馬市	466.5	10.0	2.14	0.0	
壱岐市	430.0	9.0	2.09	0.0	
五島市	507.5	11.0	2.17	0.0	
西海市	249.0	6.0	2.41	0.0	(注4)
雲仙市	235.0	11.0	4.68	0.0	
南島原市	371.0	14.0	3.77	0.0	(注4)
長与町	221.0	5.0	2.26	0.0	
時津町	174.0	5.0	2.87	0.0	
東彼杵町	92.0	4.0	4.35	0.0	
川棚町	115.0	1.0	0.87	1.0	(注5)
波佐見町	91.0	1.0	1.10	1.0	
小値賀町	82.0	0.0	0.00	1.0	(注5)
佐々町	101.5	3.5	3.45	0.0	
新上五島町	366.5	9.0	2.46	0.0	
長崎市上下水道局	308.5	8.0	2.59	0.0	
佐世保市交通局	87.0	2.0	2.30	0.0	
佐世保市総合病院	453.0	10.0	2.21	0.0	
大村市水道局	59.5	2.0	3.36	0.0	
諫早市教育委員会	173.0	6.0	3.47	0.0	
大村市教育委員会	113.5	2.0	1.76	0.0	
平戸市教育委員会	52.0	1.0	1.92	0.0	
松浦市教育委員会	124.0	2.5	2.02	0.0	
対馬市教育委員会	77.0	2.0	2.60	0.0	
五島市教育委員会	102.5	2.0	1.95	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 川棚町は、本年10月1日において算定の基礎となる職員数115人、障害者の数は2.0人、実雇用率1.74%、不足数0人となった。
小値賀町は、本年9月9日において算定の基礎となる職員数82人、障害者の数は1.0人、実雇用率1.22%、不足数0人となった。
- 6 市町の機関において、職員数が43.5人未満であり、障害者の雇用義務の発生していない機関については、掲載していない。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
佐世保市	佐世保市教育委員会・佐世保市水道局
西海市	西海市教育委員会
島原市	島原市教育委員会
南島原市	南島原市教育委員会

(4) 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	9,093.0	206.0	2.27	0.0	
長崎県教育委員会	8,699.0	193.0	2.22	0.0	
長崎市教育委員会	394.0	13.0	3.30	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 地方独立行政法人の状況(法定雇用率2.3%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	971.5	20.0	2.06	4.0	
地方独立行政法人長崎市立病院機構	604.0	9.0	1.49	4.0	
長崎県公立大学法人	182.5	6.0	3.29	0.0	
地方独立行政法人北松中央病院	185.0	5.0	2.70	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になります～
※障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)

適用対象になると

平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで)
の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

障害者雇用について早めの取組等をお願いいたします。

○障害者雇用に関して相談したい。職業紹介を行ってほしい。

- ・最寄の公共職業安定所(ハローワーク)にお問合せください。

(<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hw.html>)

○障害者雇用納付金制度の詳細について知りたい。

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご覧くださいか、長崎高齢・障害者雇用支援センターにお問合せください。(Tel 095-811-3500)

雇用納付金制度とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において「障害者雇用率制度」が設けられており、事業主は、その「常時雇用している労働者数」の**2.0%(法定雇用率)以上の障害者を雇用しなければなりません。**

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、この雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とではその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、この**経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図る**ため、事業主の共同拠出による「障害者雇用納付金制度」が設けられています。

具体的には、雇用障害者数が**法定雇用率(2.0%)**を下回っている場合は、納付金の納付が必要となり、超えている場合は調整金が支給されます。

障害者雇用納付金は罰金ではありませんので、障害者雇用納付金を支払ったからといって雇用義務を免れるものではないことに留意してください。